

事項九 日ソ間ノ利権交渉

1 石油・石炭利権

二一八 一月九日 在ソ連邦田中大使ヨリ
幣原外務大臣宛(電報)
労働者ノ待遇等ニ関スル条件ヲ協定シ調印ヲ了セル件

第一六号

(一月十日接受)

山田ヨリ中里へ
八日貴電ノ趣旨ニ依リ交渉ヲ為シタルニ最低賃銀ニ関シ双方ノ意見ニ大ナル間隔アリ一致ヲ見ル能ハス結局組合側ノ最低賃銀ヲ決定セス六月一日迄労働賃銀及待遇等ヲ現在ノ儘継続シ団体契約締結ノ際併セテ最低賃銀ヲ決スルコトトシ左記条件ヲ協定シ九日調印ス
一、労働者ノ賃銀食料品其他ノ物資ノ値段住居等ハ一月現在ノ儘変更セサルコト
二、本協定ニ関シ争議発生ノ節ハ「オハ」又ハ「アレキサンドロフスク」労働「インスペクター」ノ最後調停ニ依ル

却テ政府ハ利権者ニ利権者トノ合意ニ依リテ政府カ決定スル其ノ地域ヲ提供ストノ意志ヲ明示スルモノトシ且ツ両当事者ノ契約確守ハ正当ナル相互關係ノ好キ保障ナリトシ同部ハ当方ノ請願ニ副ハントスル全幅ノ希望ヲ有スルモ右ハ同条ニ違背スル為メ組合ヲ満足セシムルコト能ハサル旨申シ来レリ察スルニ先方ハ当方カ先シテ調査ヲ為シ優良ノ場所ヲ選定セスヤト顧慮スルト同時ニ樺太調査隊編成準備未了ニテ故意ニ本件ヲ曲解遷延セシムルモノニアラサルカ不取敢回電ス至急何分ノ御指示ヲ請フ

二二〇 四月二十一日 在アレクサンドロフスク鈴木総領事代理ヨリ
幣原外務大臣宛(電報)

利権契約実施ニ伴フ問題ヲソ連当局ト交渉ノ
タメ当業社代表常置方稟請ノ件

第七一号

利権契約実施ニ伴ヒ同事業上ニ関シ各種ノ問題惹起シ当地官憲ノ権限ニテハ解決シ難キ事件鮮ナカラス從テ此ノ種問題解決ノ為メ当業者ノ希望ニ副ヒ是非ナク本官ヨリ哈府乃至浦塩総領事ニ該問題解決方申入レ居ル状態ナル処問題ノ

九日ソ間ノ利権交渉 二二〇 二二一

コト

三、露国労働法ヲ実施スルコト
四、此ノ協定ハ三月一日ヨリ実施シ六月一日迄有効トス
五、此ノ協定ノ履行ハ「ハバロフスク」極東鉱山労働組合ノ代表者ニ委任スルコト

六、団体契約ハ五月中ニ協議スルコト

先方カ六月ニ労働大会アルコト及ヒ「オハ」二人ヲ派シテ実状ヲ調査セシムル為ト思ハル
十三日山田、小西、斎藤、中出発帰朝ス

二一九 四月四日 在ソ連邦田中大使ヨリ
幣原外務大臣宛(電報)

利権者ニ地質調査予行ノ権利ヲ提供スルコト

ニ利権本部難色ヲ示セル件

第一二五号

(四月五日接受)

新井ヨリ中里へ
四月三日利権本部ヨリ漸ク回答アリシモ利権者ニ地質調査予行ノ権利ヲ提供スルコトハ協約十二条ニ記載ナク同条ハ

性質ニ依リテハ当業者自ラ交渉スルヲ得策又ハ妥当ト認メラルルモノ鮮ナカラサル処同地方ニ当業者代表ノ駐在ナキ為メ常ニ同地方領事ヲ煩ハス始末トナリ居ルハ面白カラサルコトト思考ス就テハ将来同事業進展ヲモ顧慮シ此ノ際哈府及浦塩ニ代表者ヲ常置セシムルヲ便宜ト存スルニ依リ浦塩大臣宛電報第一〇九号モアルコト故在京当業者ト御協議ノ上本件至急実行方然ルヘク御取計相成ル様稟請ス
浦塩及哈府へ転電セリ

編註 四月十九日在浦塩渡辺総領事発第一〇九号ハ本電報ト同様ノ趣旨テ利権關係代表者派遣ト利権契約内容ノ写ヲ当業者ニ示達方依頼シタモノ

二二一 四月二十三日 在浦潮渡辺総領事、在アレクサンドロフスク鈴木総領事代理各宛(電報)

利権契約実施ニ伴フ問題ノソ連当局トノ交渉
ハデキル限り当業者自ラ事ニ当ルヨウ示達方
取計ラヒタル件

合第九四号

貴電第一〇九号(浦潮ノ分)、貴電第七一号(亜港ノ分)ニ
関シ

三一九

貴見至極尤モノ次第ナルニ付早速当業者へ達示方取計タル
処何分目下利権会社組織中ニ付当分ノ措置トシテ出来得ル
限り当業者ヲシテ自ラ事ニ當ラシメ貴官ニ於テ之ヲ斡旋援
助スル場合ニモ電報ハ露国側ニ対シ秘密ヲ要スルモノニ限
リ特ニ依頼電報ノ形式ニテ受理セラレタシ
(浦潮へハ) 哈府ニ転電アリタシ

二二二 五月六日 在ソ連邦田中大使ヨリ
幣原外務大臣宛(電報)

石油ノ輸出問題等ニ関スル外務部ヨリノ回答

書報告ノ件

第一六一号 (五月七日接受)

貴電第二三号ニ関シ

外務部ヨリ左ノ要領ノ回答書ヲ送付シ越セリ

(一)搬出石油ノ数量及比重等ニ就テ我方申入ハ異議ナシ

(二)「パーレル」ノ価格ハ加州ニ於テ九月二十一日前二弗
二五仙、九月二十一日ヨリ一弗一〇仙トナル処本件搬出
カ九月八日ヨリ同二十六日ノ間ニ行ハレタルニ顧ミ平均
一弗二一仙トス

(三)比重一九・八ノ石油一仏噸ハ六・七五「パーレル」ニ相

ノ件

第一六四号

(五月八日接受)

北樺太輸出石炭問題ニ関シ外務部ヨリ往電第一六一号ノ回
答書中ニ此際輸出石炭ニ関スル支払問題ヲ提起シタシトノ
趣ヲ以テ(一)右石炭ノ数量(二)「サガレン」F.O.B. 価格及
(三)報償ノ支払ハ金銭ニ抛リ得可キヤ否ヤノ点当業者ニ付問
合セ有度キ旨申添へ来レリ右搬出石炭トハ如何ナル範圍ノ
物ヲ指サヤ不明ナルモ右ハ「ソ」連邦側ノ同意ヲ得テ客年
来搬出セルモノノミニ関スルコトトシ前記諸点回電有度

二二四 五月七日 在ソ連邦田中大使ヨリ
幣原外務大臣宛(電報)

外務部ヨリ当業者ニ対スル諸般ノ措置ニツキ

回答アリタルニヨリ関係者へ伝達方依頼ノ件

第一六五号 (五月八日接受)

機密公第七八号往信ニ関シ

外務部ヨリ利権契約ニ依ル以外ノ稼行ヲ利権契約締結後継
続スルハ「ソ」連邦ノ法律及北京条約ニ反ス從テ当該地方
官憲ニ対シ当業者カ其ノ稼行ヲ中止スル様措置方訓令セル
カ「ソ」連邦政府ハ北薩哈連ニ於テ冬季交通杜絶スル特殊事

当スルヲ以テ報償額ハ二千二百五弗トス

(四)輸出税ハ之ヲ課税セス又一般規則ニ從ヒ支払ハル可キ其
他ノ租税及公課ニ関シテハ支払ヲ簡便ナラシムル為利権
契約ノ規定ニ基キ右ニ相当スル額ヲ全輸出ノ三・八四
「パーセント」即千六百八弗九三仙トスル事ニ同意ナリ
(右文言ニ拘ハラズ計算ニ於テハ利権契約条項ノ通全輸
出油ヨリ報償ヲ控除セルモノヲ基準シ居ルモノト認メラ
ル)

(五)州崎ノ納入セル布度税、船舶税及燈台税ハ(四)ノ金額ヨリ
之ヲ差引クヘキコト但シ其納入金ハ納入当日ノ莫斯科株
式取引所ノ相場(一弗一留九四五替)ニ依リ米貨ニ換算
シテ合計千四百五十一弗四十二仙

(六)支払金ハ米貨ヲ以テ浦潮国立銀行支店ニ払込マレ度キコ
ト

本件ハ右ニテ解決適當ト認メラルル処何分ノ儀御回電有度
シ

二二三 五月七日 在ソ連邦田中大使ヨリ
幣原外務大臣宛(電報)

外務部ヨリ輸出石炭ノ支払問題ニ関シ問合セ

情ト日本側ノ希望トニ顧ミ当業者カ作業ヲ中止セル際現ニ
有スル石炭ハ利権契約規定ノ租税及報償ヲ支払ヒ事情ノ許
ス限リ速ニ之ヲ輸出シ得ヘキコトヲ認ムル旨並ニ本件地区
ニ存在スル財産ニ付テハ右ハ「ソ」連邦ノ所有ニ属シ之カ
処分権ヲ当業者ニ認ムルコトヲ得サル旨回電シ越セリ
就テハ

(一)貴電第八七号ニ依レハ稼行継続ハ「ロガートイ」ニ付テ
ノミ残り居ル趣ナルカ右回答ニ依レハ之ニ対シ既ニ中止
ノ命令アリタルモノト認メラルル処現ニ如何ナル事情ニ
在リヤ御回示アリタシ

(二)財産処分権ノ点ニ付テハ石油及石炭関係ノ所有権問題ト
シテ客年往電第五七九号ニ依ル必要資料ノ御送付ヲ待ツ
テ之カ解決ヲ計ルコトトシ此ノ際ノ処置トシテハ処分権
問題ニ対スル我方意見ヲ留保スルニ止メ置ク方適當ト認
ムルモ何等御意見有ラハ回電アリタシ

(三)貴電第八七号中三菱ヨリ新組合へ名義変へノ点ニ付テハ
(四)財産ノ引継ヲ為ストスルモ現在ノ状態ニ於テハ「ソ」

連邦側ハ之ヲ認メサルヘク結局問題ハ三菱及「ソ」連
邦間ノ所有権問題トシテ存スヘク

(四)新組合カ利権地域外ノ稼行ニ関係ヲ有スルカ如キ状態トナリテハ或ハ利権契約違反ノ口実ヲ「ソ」側ニ与フルコトトナリ将来面倒ヲ起ス虞無キヲ保シ難キニ付名義変へハ利権関係ノミニ限ル方適當ト認ム又

(ハ)利権地域外ノ稼行継続ニ依ル石炭ノ輸出モ亦三菱名義ト為ス方可ナルヘク若シ新組合ニ於テ輸出ストセハ或ハ売買税等ノ問題ヲ起ス虞無シトセス
就テハ是等ノ点関係者へ可然御伝へアリタシ

二二五 六月三日 在ソ連邦田中大使ヨリ
幣原外務大臣宛(電報)

連邦人民委員会議ノ可決セル季節労働ニ関スル決定案要領報告ノ件

第二一四号

(六月四日接受)

六月三日(脱?)ニ拠レハ連邦人民委員会議ハ季節労働ニ関スル決定案ヲ可決シ之ヲ中執委員会幹部会ニ回付シタル趣ナルカ其要領左ノ通り

季節労働トハ自然及氣候ノ關係上六ヶ月間従業シ得ヘキモノヲ云ヒ右労働ニハ特ニ本案ニ定ムルモノヲ除キ一般労働法ヲ適用ス労働条件ハ一般の団体契約(タル契約)又ハ個

往電第三一四号ニ関シ

地質予備調査許可方拒絶ニ対シテハ直ニ抗弁ノ公文ヲ送ルト共ニ爾来交渉ヲ重ネ居リタル処外務部ヨリ二十八日付公文ヲ以テ「ソ」連邦当局ハ本件拒絶ノ決定ヲ改ムル理由ヲ発見スルヲ得サル旨並ニ利権者ニ於テハ既ニ試掘地域選定ノ為協議開始方ニ関シ「ソ」連邦該官憲ト交渉ヲ開始シ居レル趣ナルニ依リ之カ解決近キニアルヘシトノ旨申越セリ

二二八 十二月十日 在ソ連邦田中大使ヨリ
幣原外務大臣宛(電報)

石油試掘地域決定期限ヲ延長シタクニツキ右

二関シ回訓方稟請ノ件

第五一七号

(十二月十一日接受)

十日石油試掘地域確定會議ハ仮ニ商議カ直ニ今纏リタリトスルモ調印ニハ尚ホ最高經濟會議及人民委員会議ノ決定ヲ要シ右手續ノ為ノミニテモ相当日子ヲ要スルヲ以テ此際利権契約第十二条第二項ニ規定スル本件決定期限ハ是ヲ二月一日マテ延長シタク我当事者側ニ於テモ右ニ関シ大使館ヨリ外務部へ手續方ニ付配慮アリタク旨申出アリ我カ当事者

九 日ソ間ノ利権交渉 二二八 二二九

別の団体契約ヲ以テ之ヲ律スル事トシ労働契約ノ期間ハ全季節一定期間仕上期間及不定期ノ四種ニ分チ労働契約ノ解除ニ付テハ予メ評価農議委員会ノ同意ヲ要セサルモ解雇セラレタルモノハ争議手續ニ依リ争フ事ヲ得ヘク労働時間ハ原則トシテ八時間トシ労働者ハ休暇ノ権利ヲ享有セス

二二六 七月十日 在ソ連邦田中大使ヨリ
幣原外務大臣宛(電報)

ソ連側ガ北樺太輸出石炭ニ対スル報償ノ現金受取りヲ希望スル件

第二八四号

(七月十一日接受)

貴電第一四八号ニ関シ(北樺太輸出石炭ニ対スル報償)外務当局ハ追テ公文ニテ申出ツ可キモ「ソ」連邦側ハ本件報償ヲ現金ニテ受け取り度ク尤モ輸出石炭ノ数量ノ点ニ付テハ異議ヲ留保スルモノナル旨当業者へ通セラレ度シト述ヘタリ右不取敢

二二七 八月二十八日 在ソ連邦田中大使ヨリ
幣原外務大臣宛(電報)

地質予備調査ノ許可拒絶ニ関スル件

第三七二号

(八月二十九日接受)

ハコレニ同意ヲ与ヘタル趣ナリ本件ハ北京議定書(乙)第二項ノ規定ノ關係ヲ考慮スル要アル所右ニ就テハ外務部宛公文ヲ以テ日本政府ハ石油会社ハ「ソ」連邦政府ト協議ノ上相当ノ期間前記契約条項ノ本件決定期限ヲ延長スルコトニ異議ナキ旨申送り先方ヲシテ右了承ノ旨確認セシムルト共ニ当事者ヲシテ文書ニ依リ右協定ヲナサシムルコト最モ適當ト認ム就テハ右ニ関シ何分ノ儀至急御回訓アリタシ

二二九 十二月二十四日 在ソ連邦田中大使ヨリ
幣原外務大臣宛(電報)

石油試掘地域決定期間延長ニ先方異存ナク公

文交換ヲ了シタル件

第五三四号

(十二月二十五日接受)

貴電第二六四号ニ関シ
本件解決方交渉ノ結果「カラハン」ヨリ十四日ヲ以テ北京議定書乙ニ記載セラレ其ノ後利権契約十二条ニ規定セラレタル一千平方露里ノ地積選定方ニ付テハ現ニ利権委員会本部及当業者代表者間ニ交渉進行中ナルカ右交渉ハ所定ノ一年内ニ之カ結了不能ナルコト判明シタル趣ヲ以テ右委員会本部ハ外交手段ニ依リ円満解決方外務部ニ申出タリ依テ前

記ノ次第並利権契約ノ当該条項カ北京議定書乙ニ基礎ヲ有
スルモノナルニ鑑ミ本官ハ「ソ」連邦政府ノ名ニ於テ右一
年期間ヲ明年二月一日迄延期スルコトニ異議ナキ旨通告ス
トノ趣旨ヲ申越シ本使ヨリ同日付ヲ以テ日本政府ノ名ニ於
テ右ニ同意ノ旨回答スルコトナリ二十三日右公文ノ交換
ヲ了セリ尚利権委員会本部ト当業者側トノ間ニ於テハ双方
ノ署名セル十日ノ會議「プロトコール」ニ本件延期ノ決定
ヲ記載セルニ付別ニ文書ノ交換ヲナササルコトトセリ
関係書類写郵送ス

2 森林利権

二三〇 一月十日 在ハバロフスク川角総領事代理ヨリ
幣原外務大臣宛 (電報)

短期契約ニツキ交渉ノ結果マトマリタル条件
報告ノ件

第六号

往電第五号ニ関シ成田代理神野ヨリ露領漁業組合藤田へ左
ノ通 (電信料依頼人払)

件 エリンノ談話ニ関スル田中大使ノ報告内報ノ
件

歐一機密第三九号 (機密)

大正十五年一月十一日

欧米局長 広田 弘毅 (印)

(京橋大倉組気付)

露領林業組合長 門野 重九郎殿

林業利権ニ関スル「チチェリン」談話ノ件
在「ソヴィエト」連邦田中大使カ本月六日外務人民委員
「チチェリン」ニ会见ノ節林業利権ニ関シ「チチェリン」
ハ「ハバロフスク」ニ於テ既ニ大体話合纏リ居ルニ付可成
速ニ莫斯科ニ代表者ヲ派遣シ契約ノ成立ヲ見ルコトヲ望ム
ト述ヘタルニ依リ右ハ甚タ結構ナリ東京へ報告シ置クヘシ
ト答ヘ置キタル旨電報アリタルニ付御参考迄茲ニ内報ス

二三二 一月十五日 門野露領林業組合長ヨリ
広田欧米局長宛

林業利権契約ノタメ派遣スル代表等ノ氏名通
報及ビヤンソンノ交渉権限ニツキ問合せノ件

大正十五年一月十五日

九 日ソ間ノ利権交渉 二三二

短期契約種々交渉ノ結果条件ハ
石数十五万石 (150,000) 以上成田氏名義ニテモ差支ナ
キモ「モスコ」へ電照中

施業費撤廢

林務官舎一棟建築費五千ルーブル (5,000) 納入ノ事

木代、蝦夷、檜、落葉松、小丸太四カベック、中丸太五
カベック、大丸太六カベック紅松中丸太八カベック、ス
ンケンボウハ従来ノ通木代単価ノ二十五パーセント割増
ノ事此短期契約ハ長期成立セハ無条件解約ノ事ホカ「グ
ロデツキー」案ト同様木代二十五パーセント割増ニ反対
セルモ外国資本案ニ対シ短期拵下ヲスルハ今回カ始メナ
ル故割増ナシテハ許可出来ヌト言フ乍併二十五パーセン
ト以内ニテ纏ル見込アリ此点御委セテ請フ尚林務官舎建
設ハ拒絶セルモ長期成立セハ必要ナル建物故此際建設セ
ヨト言フ

右ニテ差支ナケレハ直ニ契約テキル至急返電乞フ

二三一 一月十一日 広田欧米局長ヨリ
門野露領林業組合長宛

林業利権ニツキ速力ニ契約ヲ希望ストノチ

露領林業組合長

門野 重九郎 (印)

外務省

欧米局長 広田 弘毅殿

對露林業利権ニ関スル件

右件ニ関スル一月十一日付第三十九号御書面難有御請仕候
代表派遣ノ件

上記御転電ノ御趣旨ニヨリ早速協議ノ結果代表及委員等一
行左記ノ通り決定本月末出立ノコトニ相成候間右ノ次第
「ソヴィエト」連邦当局者へ御通報相煩度尚一行ノ披露
ニ対シ諸事便宜ヲ与ヘラレ候様御高配願上候
尚今回着任ノ「ヤンソン」商務官ニ於テ林業利権交渉ニ応
スル意向ヲ有スル如キ口吻ヲ洩ラシ居候処同氏ハ果シテ斯
カル権限ヲ有シ居ルヤ又本国政府ニ於テ同氏ヲシテ当地ニ
テ交渉セシムル意向ヲ有セラルルモノナリヤ等御照会被成
下候ハハ幸甚ニ存候

一行氏名

敬具

代表 梅 浦 健 吉
委員 石 上 林 二郎